

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給されるものです。

請求手続は、出生や転入から15日以内に！

児童手当を受けるためには請求手続が必要です。原則として、請求があった月の翌月分から支給します。ただし、誕生日や前住所の転出予定日等（以下「事実発生日」といいます。）が月末に近い場合、請求日が翌月になっても事実発生日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。

請求手続が遅れると、遅れた月分の手当を受けられませんので、ご注意ください。

【支給対象となる児童】

高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）までの児童

【支給額】

	児童手当の額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

※令和6年10月支給分から児童手当の支給範囲や額が変わります。

制度内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

《 お問い合わせ先・申請窓口 》

京都市子ども家庭支援課分室(児童手当担当)

電話:(075)251-1123

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル3階（烏丸御池交差点南西角）

京都市 児童手当

検索

児童手当についてはこちら



子ども家庭支援課分室についてはこちら



※ 区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室、京北出張所、神川出張所では、窓口での受付及び一般的な制度内容についてのお問い合わせのみ対応します。



京都市
CITY OF KYOTO



● 対象者（受給者となる方）

京都市内に住民登録があり、支給対象となる児童を養育している方（父母や未成年後見人等）。父母がともに養育している場合、児童の生計を維持する程度の高い方（主に所得の高い方）が受給者となります。

- ※ 父母が海外に居住している場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- ※ 父母、未成年後見人又は父母指定者以外でも、児童を養育している方が受給者となる場合があります。
- ※ 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給される場合があります。
- ※ 施設入所又は里親委託中の児童の手当は、施設の設置者又は里親に支給されます。
- ※ 公務員の方は、勤務先で請求手続を行う必要があります。勤務先にお問い合わせください。

● 支給対象となる児童

原則として、日本国内に居住している高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日）までの児童。

- ※ 留学のため海外に居住している児童も対象となる場合がありますので、詳しくは京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。

● 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

【第3子以降の加算について】

改正前手当の支給対象は中学校修了までの児童でしたが、子の人数を数える場合は、18歳年度末（18歳到達後、最初の3月31日まで）までの子を数え、第3子加算の加算を受けられる対象は小学生まででした。

改正後手当の支給対象は高校生年代までの児童ですが、子の人数を数える場合は、受給者に経済的負担がある22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日まで）までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。

ただし、第3子以降の加算を受けられる方で、18歳年度末から22歳年度末までの子を監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している場合は、別途「監護相当・生計費負担の確認書」の届出が必要となります。

【支給額の例】（3人の子を養育し、その年齢が各々次の場合）

● 19歳、16歳、11歳

19歳は大学生年代で第1子としてカウントする

16歳は高校生で10,000円（第2子としてカウント）

11歳は小学校修了前の第3子となり30,000円 【月額40,000円】

● 23歳、17歳、14歳

23歳は数えません。

17歳は高校生で10,000円（第1子としてカウント）

14歳は中学生で第2子となり10,000円 【月額20,000円】

- ※ 18歳年度末以降22歳年度末までの子について、多子加算のカウント対象とする要件については、当該子にかかる「経済的負担」が受給者にある場合にのみ対象となります。

● 支給時期

請求手続の際に指定された請求者名義の口座に、原則として、偶数月（8月、10月、12月、2月、4月、6月）に、それぞれの前月までの手当を振り込みます。支給日は10日頃です。

- ※ 支給日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。
- ※ 京都市から児童手当を受給している方の受給資格が、転出等による受給資格消滅等の場合は、他の月に支給することがあります。

(例) 6月の支給日には4～5月分の手当を支給します。

支給月	8月	10月	12月	2月	4月	6月
支給対象の 手当	6～7月分	8～9月分	10～11月分	12～1月分	2～3月分	4～5月分

● 手当の支給を受けるとき

手当を受けるためには請求手続が必要です(※1)。原則として、請求があった日の属する月の翌月分から支給します。ただし、事実発生日の翌日から15日以内に請求手続を行えば、事実発生日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

主な事由	必要書類
児童が生まれたとき	・認定請求書(※2) ・請求者名義の普通預金(貯金)の通帳又はキャッシュカード等の写し ・請求者の健康保険証等の写し(※3) ・請求者の個人番号確認書類 ・請求者の身元確認書類
受給者が他の市町村から転入したとき	
児童を養育したとき(受給者を変更するとき)	
受給者が公務員でなくなったとき	

※1 世帯状況等に応じて、上記以外にも書類を提出いただく場合があります。

※2 認定請求書に請求者・配偶者等のマイナンバーの記入が必要となります。

※3 健康保険証の写しを提出いただく際は、「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキング(黒塗り)して下さい。また、請求者の健康保険の種類によっては、年金加入証明書が必要となります。詳しくは、新規認定請求書の裏面をご覧ください。請求書類は京都市子ども家庭支援課分室、各区役所・支所、京北出張所、神川出張所で配布しているほか、京都市のホームページからダウンロードできます。

※ 公務員の方は、勤務先で請求手続を行ってください。なお、雇用形態により京都市への請求手続が必要となる場合がありますので、必ず勤務先に確認してください。

【ご注意ください】

- ・「15日目」が閉庁日(土日、祝日等)の場合、次の開庁日が提出期限日となります。
- ・大型連休や年末年始などは、窓口で請求手続できる期間が通常より少なくなります。
- ・請求手続が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

【制度改正に伴う請求手続の猶予期間について】

制度改正に係る請求手続については、令和7年3月31日までに請求手続があった場合は、支給月は遅れますが令和6年10月分からの手当を遡及して支給します。なお、請求期限を過ぎた場合(令和7年3月31日より後)は令和6年10月分に遡及しての支給ができませんのでご注意ください(令和7年4月1日以降の請求手続となる場合は、請求手続のあった月の翌月分からの支給となります)。

● 現況届

令和4年度分から児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・DV(配偶者からの暴力等)により、住民票の所在地が京都市と異なる方
- ・戸籍や住民票がない支給要件児童を養育されている方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、京都市から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

● 時効

手当を受給する権利は、権利を行使できるときから2年を経過したときに時効により消滅します。

(例) 現況届を提出しなかったことにより、10月10日の定期支給が受けられなかった場合、支払日(10月10日)の翌日が権利を行使できるときとなります。

● 手当の支給が終わるとき

手当の受給要件を満たさなくなったときは手続が必要となります。手当の支給は、支給事由の消滅した日の属する月で終了します。

手当の受給資格がないにもかかわらず、手当を受給した場合は、受給された金額を返納していただくことになりますので、手続の必要な方は速やかに届出をしてください。

主な事由	必要書類
児童が18歳到達日以後最初の3月31日を迎えたとき	手続は不要です。
児童を養育しなくなったとき（離婚、拘禁等）	・受給事由消滅届 ※同様式は京都市子ども家庭支援課分室、各区役所・支所、京北出張所、神川出張所で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。
受給者がお亡くなりになったとき（※4）	
受給者が京都市外に転出したとき（※5）	
受給者が公務員になったとき（※6）	

※4 支払うべき手当に未支払があるときは児童に未支払分の手当を支給しますので、未支払請求書を提出してください。新たに受給者となる養育者は、認定請求手続が必要です。

※5 京都市外に転出される方で、引き続き手当の受給要件に該当する場合は、転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先の市町村で手当の請求手続をしてください。

※6 公務員に採用され、勤務先からの支給に変わる場合は、勤務先に請求するとともに、京都市に受給事由消滅届の届出をしてください。

● その他、手続が必要なとき

次の事由に該当するときは、速やかに手続をしてください。

主な事由	手続様式
支給対象となる児童や兄弟等が増えたとき（手当の額が増えるとき）	額改定認定請求書
支給対象となる児童や兄弟等が減ったとき（手当の額が減るとき）	額改定届
受給者が公務員になったとき	分室、区役所等へ 受給事由消滅届
	勤務先へ 認定請求書
受給者が公務員でなくなったとき	分室、区役所等へ 認定請求書
	勤務先へ 受給事由消滅届
受給者の住所が変わったとき（京都市内で住所変更）	変更届
養育している児童のみ住所が変わったとき	引き続き児童を養育している場合 変更届、申立書
	児童を養育しなくなった場合 受給事由消滅届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	変更届
振込口座を変更するとき	変更届
受給者、配偶者、市外居住の児童のマイナンバーが変わったとき	個人番号変更等申出書

※ 手続によって、請求者名義の普通預金（貯金）の通帳又はキャッシュカード、請求者本人の健康保険証等、年金加入証明書、生計関係その他の書類が必要となる場合があります。

※ 認定請求書、別居監護の申立書、個人番号変更等申出書については、マイナンバー（個人番号）の記入と、個人番号確認書類と身元確認書類の提示（郵送の場合は写しを同封）が必要となる場合があります。詳しくは京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。

※ 手続様式は、ホームページからダウンロードすることができます。なお、マイナポータルによる電子申請の詳細については、ホームページをご確認ください。

※ 令和4年6月以降は、「配偶者の住所又は氏名が変わったとき」「一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、又は児童を養育していた配偶者がいなくなったとき」「受給者の加入する年金がかわったとき（受給者が公務員になったときを含む）」にも届出が必要になります。

《寄附の申し出》

受給者は、次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、あらかじめ本市に申し出て、手当の全部又は一部を寄附することができます。詳しくは、京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。